

農業農村整備事業負担割合一覽表

● 県営事業

区分	事業名	負担率			
		国	県	市町村	その他
農水施設整備事業	水利施設整備事業				
	基幹水利施設整備型	一般型	50	25 (40)	10 15 (-)
	排水対策特別型	※()はダムに係る分 ※H23新規地区以降適用	50	25	10 15
	基幹水利施設保全型	基幹水利施設ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定)	50	25	25
	(農山漁村地域復興基盤総合整備事業)	対農工事及び緊急補修工事 ※〔 〕はH22新規地区まで適用 (一般地域に適用)	75	17	8 [10]
	農業水利施設保全合理化事業	管理省力化施設整備事業	50	25	25
	農地整備事業	(旧一般型)	50 (55)	27.5 (30) [35]	10 (10) [7.5] [5]
	(旧田圃集積型)	※〔 〕はH18～22新規地区適用 ※()はH17まで新規地区及びH18まで新規2期地区に適用 ※〔 〕はH12まで新規地区に適用 ※()は中山間地域に適用	50 (55)	27.5 (30) [32.5] [35]	10 (7.5) [10] [7.5] [5]
	(農山漁村地域復興基盤総合整備事業)	(移行地区) 一般 ※〔 〕はH25以降一般地域 ※〔 〕はH23・H24一般地域 中山間 ※〔 〕はH25以降中山間地域 ※〔 〕はH23・H24中山間地域 (新規地区・H24以降新規地区) 一般地域 中山間地域	75 (16.5) [6.0] [16.842] [15.95] [15.823]	[6.0] [6.3158] [4.3] [4.5677]	2.5 [2.5]
	農地整備事業(通作条件整備)	一般型	50	未定	未定
	(一般農道整備)	保全対策型	50	25	25
	(一般農道整備)	一般型 樹園地等型 農業集落型 保全対策型	50	未定	未定
	県営農道整備事業	(広域農道)	50	36	14
	(基幹農道)	一般(農道)	50	11/30	4/30
	(一般農道)	一般 樹園地 集落間	50	30	20
(農道保全対策)	点検診断 保全対策 緊急対策 ※()は、(農道環境整備事業)	50 (45)	25 (33)	25 (22)	
防災ダム事業	防災ダム工事	55	39	6	
ため池整備事業	防災ため池 (大規模) 100ha以上	55	34	11	
	防災ため池 (小規模) 40ha以上	50 (55)	39 (39)	11 (6)	
	防災ため池 (小規模) 40ha未満	50 (55)	34 (34)	16 (11)	
	地震対策ため池 (大規模)	55	34	11	
	地震対策ため池 (小規模)	50 (55)	34 (34)	16 (11)	
	一般ため池 (大規模) 100ha以上(中山間地域20ha以上)	55	28	17	
	40ha以上 ※()は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	33 (33)	17 (12)	
	40ha未満 ※()は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	29 (29)	17 (16)	
用排水施設等整備事業	湛水防除(大規模)基幹施設 400ha以上	55	37	8	
	湛水防除(大規模)その他施設 1,000ha以上	55	37	8	
	湛水防除(小規模)基幹施設 300ha以上 ※()は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	42 (42)	8 (3)	
	湛水防除(小規模)基幹施設 ※()は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	37 (37)	13 (8)	
	湛水防除(小規模)その他施設 100ha以上 ※()は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	32 (32)	18 (13)	
	用排水施設(大規模)400ha以上	55	28	17	
	用排水施設(小規模)200ha以上 ※()は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	33 (33)	17 (12)	
	用排水施設(小規模)200ha未満 ※()は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	29 (29)	18 (16)	
特定農業用排水路等特別対策事業	県営造成施設 ※()は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	35 (35)	10 (10)	
国営造成施設管理体制整備促進事業	管理体制整備型(計画策定事業)	50	50	0	

区分	事業名	負担率			
		国	県	市町村	その他
農水生産基盤整備事業	農業用河川工作物等 応急対策事業	(大規模)河川応対 総事業費1億円以上	55	37	8
		(小規模)河川応対 総事業費5,000千円以上 ※()は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	42 (37)	8 (8)
		(小規模)河川応対 総事業費800千円以上 ※()は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	32 (32)	18 (13)
	農村防災施設整備事業	農村防災施設整備 (旧農村災害対策整備事業) ※()は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	29 (29)	14 (14)
	地すべり対策事業	地すべり防工事	50	50	0
	農村地域防災減災事業	調査計画	100	0	0
	基幹水利施設管理事業	荒砥沢ダム(本体、小田ダムに係る分) 荒砥沢ダム(沖富調整池)に係る分 岩宮沢 二ツツダムに係る分	30	70	0
	地域用水環境整備事業	地域用水環境整備型 歴史的地施設保全型	50	25	25
	農村集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備事業)	生産基盤整備以外 ※〔 〕はH22新規地区まで適用 生産基盤整備 ※〔 〕はH22新規地区まで適用	55 (30)	30 (32.5)	15 (15)
	海岸保全施設整備事業	高潮対策、浸食対策、海岸耐震対策、 海岸堤防老朽化対策 ※()は離島 津波・高潮危険管理対策 海岸環境整備	50 (55)	50 (45)	0
障害防止対策事業		100	0	0	
		66.7	16.7	16.6	

● 団体営事業

区分	事業名	負担率		
		国	県	その他
農水生産基盤整備事業	水利施設整備事業			
	基幹水利施設保全型	対策工事	50	15
	地域農業水利施設保全型	対策工事 ※()は4法指定地域	50 (55)	15 (15)
	地域用水機能増進型	ソフト事業	50	25
	農業水利施設保全合理化事業	※()は中山間地域等	50 (55)	15 (15)
	ため池整備事業	市町村営 ※10ha未満	50	1
	用排水施設等整備事業	市町村営 ※20ha以上	50	1
	特定農業用排水路等特別対策事業	特別対策事業(国営造成施設) ※吹付け材の除去後復旧に限る	50	21
		特別対策事業	50	1
	国営造成施設管理体制整備促進事業	操作体制整備型 管理体制整備型(推進・支援事業) ※〔 〕はH19新規地区以降適用	60	1
	県営造成施設管理体制整備促進事業	推進・支援事業	50	25
	土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業	30	30
	基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業 ※〔 〕はH23新規地区以降適用	30	1
	農業基盤整備促進事業	定率助成 ※〔 〕は中山間等	50 (55)	0
	集落基盤整備事業	定額助成 農業生産基盤整備及び集落基盤整備 実施設計の策定	50	1
農業集落排水事業	施設等の整備又は改築 ※県の嵩上げは農業集落排水整備推進交付金 施設等の調査及び計画の策定	50	1	
中山間総合整備事業	最適用構想の策定 定額助成	100 (定額)	0	
		55	1	

● 非公共事業

事業名	負担率		
	国	県	その他
中山間地域等直接支払交付金事業	4法指定地域	1/2	1/4
多面的機能支払交付金事業	知事特設地域	1/3	1/3
	農地維持支払交付金	1/2	1/4
	資源向上支払交付金	1/2	1/4
農地耕作条件改善事業	定率助成 ※()は中山間地域	50 (55)	0 (45)
	定額助成	定額	0

問い合わせ先：県庁 農村振興課 地域計画班
農村整備課 事業経理班